

川崎市指令環廃 第115号

許可番号 第05770004334号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区下並木13番7号

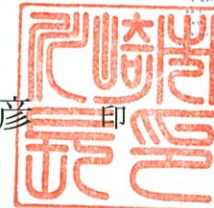
氏名 マサキ産業 株式会社

代表取締役 高橋 義和 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和5年10月31日

川崎市長 福田 紀彦 印



許可の年月日 令和5年8月1日

許可の有効期限 令和10年7月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分
中間処理（蒸留）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
イ 特定有害産業廃棄物（廃油に限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）
以上2種類

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記入すること。）
別記2のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和5年8月1日 更新許可
令和5年10月13日 代表者変更

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

蒸留

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。

(○(許可物質))

有害物質	廃棄物の種類						
	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
トリクロロエチレン				○	-		
テトラクロロエチレン				○	-		
ジクロロメタン				○	-		
四塩化炭素				○	-		
1, 2-ジクロロエタン				○	-		
1, 1-ジクロロエチレン				○	-		
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	-		
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	-		
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	-		
1, 3-ジクロロプロペン				○	-		
ベンゼン				○	-		

別記2

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 蒸留施設 (蒸留施設1号機) (設置年月日 昭和58年2月28日) (許可年月日 昭和58年2月28日)	4.5t/日(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)) 4.5t/日(廃油(特定有害産業廃棄物))	川崎市川崎区下並木 13番7ほか (1055㎡)
イ 蒸留施設 (蒸留施設2号機) (設置年月日 昭和58年2月28日) (許可年月日 昭和58年2月28日)	6t/日(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)) 6t/日(廃油(特定有害産業廃棄物))	
ウ 蒸留施設 (蒸留施設3号機) (設置年月日 昭和58年2月28日) (許可年月日 昭和58年2月28日)	1.5t/日(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)) 1.5t/日(廃油(特定有害産業廃棄物))	
エ 蒸留施設 (蒸留施設4号機) (設置年月日 昭和58年2月28日) (許可年月日 昭和58年2月28日)	1.1t/日(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)) 1.1t/日(廃油(特定有害産業廃棄物))	
オ 蒸留施設 (蒸留施設5号機) (設置年月日 平成6年10月1日) (許可年月日 平成6年10月1日)	0.2t/日(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)) 0.2t/日(廃油(特定有害産業廃棄物))	

(2) 施設の種類の種類及び能力

施設の種類の種類	処理能力	備考
蒸留施設一式	13.3t/日	蒸留施設1～5号機